別表（第４条関係）

川崎市健康福祉局社会福祉法人設立認可指導基準

項　目	指　　導　　事　　項	備考
Ⅰ事業計画 １社会福祉事業	１　地域福祉推進の拠点となる機能を取り入れた事業が行われるための土地・建物の確保がなされていることが望ましいこと。 ２　施設設置にあたっては、施設の適正配置等の観点から川崎市総合計画等との調整がはかられていること。 ３　施設設置に対し、地域住民の協力及び理解を得ること。 ４　施設設置にあたっては、総事業費（土地購入費、施設建設費、設計管理委託料、初度調弁費）に対する自己資金（寄付金を含む。）、補助金、借入金の計画及び借入金に対する返済計画、担保物件の提供等、具体的な資金計画があること。	
２公 益 事 業	１　公益事業を経営する場合には、本来事業の経営が損なわれることがないよう十分配慮すること。 ２　地域作業所及び生活ホーム等を経営する場合には、定款に具体的に記載すること。	
３収 益 事 業	１　収益事業を経営する場合には、本来事業の経営が損なわれることがないよう十分配慮すること。	
Ⅱ役員等 １理事	１　理事の中に原則として同種又は類似の社会福祉事業についての知識経験を有する者が参加していること。	
Ⅲその他 １名称	１　法人・施設の名称は、理事長等の個人名から引用することは望ましくないこと。 ２　市内において同一名称の法人・施設がないこと。 ３　事業内容とかけ離れた名称や長すぎた誇大な名称でないこと。	
２諸規程の整備	１　法人運営に関する各種規程案があることが望ましいこと。 (1) 組織及び職制に関する規程 (2) 就業規程 (3) 経理規程 (4) その他必要と認められる規程	